大阪府条例第　　　号

大阪府立学校条例の一部を改正する条例

大阪府立学校条例（平成二十四年大阪府条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 別表第一（第二条の二関係）   |  |  | | --- | --- | | 名　　　称 | 位　　　置 | | 大阪府立咲くやこの花中学校 | 大阪市此花区西九条六丁目 | | 大阪府立水都国際中学校 | 大阪市住之江区南港中二丁目 | | 大阪府立富田林中学校 | （略） |   別表第二（第三条関係）   |  |  | | --- | --- | | 名　　　称 | 位　　　置 | | （略） | （略） | | 大阪府立旭高等学校 | （略） | | 大阪府立桜宮高等学校 | 大阪市都島区毛馬町五丁目 | | 大阪府立東高等学校 | 大阪市都島区東野田町四丁目 | | 大阪府立茨田高等学校 | （略） | | 大阪府立汎愛高等学校 | 大阪市鶴見区今津中二丁目 | | （略） | （略） | | 大阪府立枚方津田高等学校 | （略） | | 大阪府立いちりつ高等学校 | 枚方市北中振二丁目 | | （略） | （略） | | 大阪府立農芸高等学校 | （略） | | 大阪府立東淀工業高等学校 | 大阪市淀川区加島一丁目 | | 大阪府立淀川工科高等学校 | （略） | | 大阪府立都島工業高等学校 | 大阪市都島区善源寺町一丁目 | | 大阪府立西野田工科高等学校 | （略） | | 大阪府立泉尾工業高等学校 | 大阪市大正区泉尾五丁目 | | 大阪府立生野工業高等学校 | 大阪市生野区生野東二丁目 | | 大阪府立今宮工科高等学校 | （略） | | 大阪府立工芸高等学校 | 大阪市阿倍野区文の里一丁目 | | （略） | （略） | | 大阪府立佐野工科高等学校 | （略） | | 大阪府立淀商業高等学校 | 大阪市西淀川区野里三丁目 | | 大阪府立鶴見商業高等学校 | 大阪市鶴見区緑二丁目 | | 大阪府立大阪ビジネスフロンティア高等学校 | 大阪市天王寺区烏ヶ辻二丁目 | | 大阪府立住吉商業高等学校 | 大阪市住之江区御崎七丁目 | | （略） | （略） | | 大阪府立港南造形高等学校 | （略） | | 大阪府立水都国際高等学校 | 大阪市住之江区南港中二丁目 | | 大阪府立南高等学校 | 大阪市中央区谷町六丁目 | | 大阪府立西高等学校 | 大阪市西区北堀江四丁目 | | 大阪府立桜和高等学校 | 大阪市北区松ヶ枝町 | | （略） | （略） | | 大阪府立成城高等学校 | （略） | | 大阪府立扇町総合高等学校 | 大阪市北区松ヶ枝町 | | 大阪府立咲くやこの花高等学校 | 大阪市此花区西九条六丁目 | | （略） | （略） | | 大阪府立大阪わかば高等学校 | （略） | | 大阪府立中央高等学校 | 大阪市中央区釣鐘町一丁目 | | 大阪府立都島第二工業高等学校 | 大阪市都島区善源寺町一丁目 | | 大阪府立第二工芸高等学校 | 大阪市阿倍野区文の里一丁目 |   備考　（略） | 別表第一（第二条の二関係）   |  |  | | --- | --- | | 名　　　称 | 位　　　置 | |  |  | | 大阪府立富田林中学校 | （略） |   別表第二（第三条関係）   |  |  | | --- | --- | | 名　　　称 | 位　　　置 | | （略） | （略） | | 大阪府立旭高等学校 | （略） | |  |  | | 大阪府立茨田高等学校 | （略） | | （略） | （略） | | 大阪府立枚方津田高等学校 | （略） | |  |  | | （略） | （略） | | 大阪府立農芸高等学校 | （略） | |  |  | | 大阪府立淀川工科高等学校 | （略） | |  |  | | 大阪府立西野田工科高等学校 | （略） | |  |  | | 大阪府立今宮工科高等学校 | （略） | |  |  | | （略） | （略） | | 大阪府立佐野工科高等学校 | （略） | |  |  | | （略） | （略） | | 大阪府立港南造形高等学校 | （略） | |  |  | | （略） | （略） | | 大阪府立成城高等学校 | （略） | |  |  | | （略） | （略） | | 大阪府立大阪わかば高等学校 | （略） | |  |  |   備考　（略） |
|  |  |

附　則

（施行期日）

１　この条例の施行期日は、規則で定める。

（経過措置）

２　この条例の規定により新たに設置される大阪府立高等学校に対する大阪府立学校条例第二条第二項の規定の適用については、同項中「入学」とあるのは、「大阪府立学校条例の一部を改正する条例（令和二年大阪府条例第●号）の施行の日の属する年度の翌年度以降に、入学」とする。